

令和3年 介護用品事業「購入費助成」申請受付について

- 受付期間 令和3年12月1日（水）～ 令和4年1月7日（金）
（土日祝日・年末年始休業日は除く）
- 必要書類（1）介護用品購入費助成事業申請書（窓口備付）
（2）領収書
※令和3年1月1日～令和3年12月31日までのもの
※領収日・対象となる介護用品の明細・販売店名があるもの（レシート可）
（3）申請者名義の金融機関口座通帳
（4）認印
（5）介護保険被保険者証・障害者手帳など
※上限額判定のため、確認をさせていただきます。
- 対象者 町内に住所を有し、かつ、介護保険施設（※1）に入所していない方で、次のどちらかに該当する方
（1）65歳以上の方
（2）65歳未満の方
①要介護（要支援）認定を受けている方
②身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方
③指定難病の方
（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいた難病の方）
※1 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
（ただし、上記施設から医療機関へ一時入院中に購入した介護用品は対象）
※2 年齢・手帳取得等の基準日は令和3年1月1日となります。
- 対象となる介護用品 ①紙おむつ ②尿とりパット（軽失禁用は除く）
③使い捨て手袋 ④清しき剤
⑤ドライシャンプー ⑥おしりふきタオル ⑦介護シート
- 上限額 要介護5の方 100,000円
上記以外の方 72,000円
※介護度は令和3年1月1日を基準日とします。
※身体障害者等級1級・指定難病・障害者支援区分6・療育手帳マルAの方は介護5と同等とします。
※宅配事業を併用の方は上記金額から宅配利用額を差し引いた額が上限となります。
- その他 亡くなった方の申請は随時受け付けます。
- 申請先

社会福祉法人 大子町社会福祉協議会
大子町大子722番地1 大子町文化福祉会館「まいん」内
電話 72-2005
受付時間 午前8時30分～午後5時15分